第四目　管理

（定款記載事項）

第二十八条の十八　推進機関の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　会員に関する次に掲げる事項

イ　会員たる資格

ロ　会員の加入及び脱退

ハ　会員に対する制裁

五　総会に関する事項

六　役員に関する事項

七　評議員会に関する事項

八　会費に関する事項

九　財務及び会計に関する事項

十　定款の変更に関する事項

十一　公告の方法

2　定款の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員）

第二十八条の十九　推進機関に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

（役員の権限）

第二十八条の二十　理事長は、推進機関を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款で定めるところにより、推進機関を代表し、理事長を補佐して推進機関の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3　監事は、推進機関の業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。

（役員の欠格条項）

第二十八条の二十一　次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

第二十八条の二十二　推進機関は、役員が前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の選任、任期及び解任）

第二十八条の二十三　役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2　前項の規定による推進機関の役員の選任（設立当時の役員の選任を除く。）及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。

4　役員は、再任されることができる。

5　経済産業大臣は、役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分、定款若しくは業務規程に違反する行為をしたとき、又は推進機関の業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、推進機関に対し、期間を指定して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

6　経済産業大臣は、役員が第二十八条の二十一の規定により役員となることができない者に該当するに至つた場合において推進機関がその役員を解任しないとき、又は推進機関が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

（役員の兼職禁止）

第二十八条の二十四　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（監事の兼職禁止）

第二十八条の二十五　監事は、理事長、理事、評議員又は推進機関の職員を兼ねてはならない。

（代表権の制限）

第二十八条の二十六　推進機関と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が推進機関を代表する。

（評議員会）

第二十八条の二十七　推進機関に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2　評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3　評議員は、電気事業について学識経験を有する者のうちから、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

（職員の任命）

第二十八条の二十八　推進機関の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員等の秘密保持義務）

第二十八条の二十九　推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、推進機関の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（役員及び職員等の地位）

第二十八条の三十　推進機関の役員及び職員並びに評議員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第五目　総会

（総会の招集）

第二十八条の三十一　理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

（指名職員の会議への出席）

第二十八条の三十二　経済産業大臣が指名するその職員は、総会に出席し、意見を述べることができる。